

## 平成 2 1 年度当初予算編成要領

本府では、「収入の範囲内で予算を組む」という原則を徹底するとともに、将来にわたって自律的・安定的な行財政運営を行い、財政健全化団体にならないとの基本的な考え方のもと、「財政再建プログラム(案)」(以下、「プログラム案」という。)を策定し、これに基づいて平成 2 0 年度本格予算を編成した。

平成 2 1 年度当初予算編成にあたっては、まずはプログラム案の取組みを着実にすすめるとともに、継続検討項目の具体化や一層の歳入の確保に努めることが必要である。

また、「今後の財政収支の見通し(粗い試算改定版)7月試算」で、平成 2 1 年度において 2 8 1 億円の対応が必要であることを示したところであるが、さらに、最近の世界的な金融危機に端を発する企業の収益環境の悪化等により、税収は、7月試算から 1 , 0 0 0 億円(地方交付税による補てん後で 2 5 0 億円)を超える減収となる可能性がある。今後、府内景気の動向とあわせ、国の予算編成を通じて明らかになる税制改正や地方財政対策などを見極める必要があるが、厳しさを増す財政環境に適切に対応していかなければならない。

一方、今後、「笑顔あふれる大阪」の実現に向けて、めざすべき将来像と施策の取組み方向を示す「将来ビジョン・大阪」をとりまとめることとしており、厳しい財政状況の下でも、施策の選択と集中により、大阪の明るい未来を拓く布石を打つことにも取り組んでいかなければならない。

このような状況を踏まえ、平成 2 1 年度当初予算は、下記の要領により編成するものとする。

## 記

### 総括的事項

- 1 通年予算として、年間を通じた所要額を要求すること。
- 2 厳しい財政制約を踏まえ、すべての事務事業について、全国的な施策水準との比較、受益と負担のあり方やより効率的・効果的な事業手法など十分点検を行うとともに、施策の選択と集中をすすめる、予算全体を通じて府政の当面の政策課題への重点化を推進し、平成21年度の事業実施が真に必要なものに限定して要求すること。
- 3 要求にあたっては、プログラム案に掲げた再構築の具体的指針を踏まえ、各事業についてあらためて厳しく点検を行うこと。

#### 財政再建プログラム(案)「財政再建の考え方」

	再構築の具体的指針
民間との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来行政にしかできないことなのかを精査し、民間でできることは民間に委ね、府は民間ではできないサービスを担うことを基本に施策を選択します。</li> <li>・ 公共性のあるサービスに企業やNPO、住民団体などが積極的に参画できるように条件を整えます。これら様々な主体がその力を発揮することで、最適なサービスの量と質を確保できるよう、官民協働の仕組みを構築します。</li> </ul>
市町村との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「住民に身近なサービスはできるだけ身近な市町村で」という原則を徹底します。府は広域的視点からの調整や補完など府域トータルで行うべき役割を果たします。</li> <li>・ 基礎自治体である市町村がその力量を発揮できるよう、補助金の交付金化をすすめるなど、広域的・専門的観点から人材やノウハウの提供等を通じてバックアップします。</li> </ul>
団体との関係の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資法人や補助対象団体に対する人的・財政的な府の関わりについて、それぞれの団体が自律性を発揮するよう抜本的に見直します。</li> </ul>
持続可能な施策構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真に必要な人に、必要なとき、必要なサービスを。そのための制度・施策が持続可能なものとなるよう、所得の高い人にはその負担能力に応じた負担を求め、又は一定の所得制限を設けるなど、真に必要な範囲にセーフティネットを再構築します。</li> <li>・ サービスの対象となる人や施設を利用する人に偏りが生じていないかを点検し、サービスを利用する人とそうでない人の負担のバランスが確保できるよう、適正な受益者負担を求めます。</li> </ul>
施策効果の検証と説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策を実施することによる効果を検証し、効果を裏付ける根拠を府民にきちんと説明します。施策の目的に合理性があったとしても効果を検証し、その根拠を説明できなければ一旦見直し、効果のある施策を再構築します。</li> </ul>

- 4 予算編成過程を公表することを踏まえ、要求にあたっては、府民にとってのわかりやすさの視点から、事業の内容、必要性、目的や活動指標、成果指標等による事業実施効果等を明確にすること。また、事業の整理統合等を行うこと。
- 5 複数部局にまたがる横断的な行政課題については、個別の行政分野を担当する部局の枠組みを越えて横断的な取組みを展開できるよう、関係する担当部局間においてあらかじめ十分に協議を行い、施策の効果的・効率的な実施を図ること。
- 6 市町村との関係については、プログラム案に掲げた役割分担の視点から点検を行い、特に、政令指定都市との関係においては、二重行政の解消・防止を図るため、事業の共同化、連携強化、権限移譲の可能性を精査すること。
- 7 出資法人及び公の施設については、プログラム案に掲げた方向性に沿って着実に見直しをすすめ、徹底したコスト縮減や本府の財政支出の抑制等を図ること。
- 8 地方税財源の充実や国と地方の経費負担の適正化など府政の構造改革に必要な地方行政関連制度の改正を国に強く働きかけること。  
また、府の財政負担につながる国の制度改正については早期に情報収集し、合理性のないものについては他府県等と連携して反対すること。
- 9 行政運営体制に関連する予算の取扱いについては、別途通知方針を踏まえて適切に対応すること。

## 歳入に関する事項

### 1 府税

税制改正や府内の経済動向等を的確に把握するとともに、課税客体、課税標準の精査により、適正な額を見積もること。

また、より一層の課税調査の推進、納期内納税や滞納整理の促進を図り、収入歩合の向上に努めること。

### 2 国庫支出金

国庫支出金については、制度改正や予算編成の動向等を十分勘案するとともに、府として主体性を持って厳しく選択を行うこと。

なお、超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で、関係省庁に是正を働きかけるなど、その解消に努めること。

### 3 府債

府債は、将来世代の負担につながるものであることから、安易に財源として見込むことがないようにすること。

### 4 その他の歳入

(1) 地方財政対策や過去の収入実績等を勘案し、的確に見積もるとともに、プログラム案に掲げた歳入確保の取組みを着実にすすめるなど、自主財源の確保等に努めること。

また、府が有する資源を広告媒体として活用した財源確保等にも積極的に取り組むこと。

(2) 府有財産については、平成19年2月に策定した「府有財産の有効活用に向けて（案）」を踏まえ、施設の移転・集約、余裕スペースの庁内活用や民間等への使用許可など活用の方向の具体化を着実にすすめるとともに、利用する計画のない府有財産については、積極的に売却を推進すること。

(3) 使用料・手数料については、府民生活への影響等に十分配慮しつつ、受益に応じた負担を求めるという観点から、施設等の利用度や利便性に応じた料金設定になっているか、民間や近隣府県と比べ低すぎるものになっていないか、あるいは当該サービスの提供に要する経費が適切に転嫁されているかなどについて、厳しい財政状況を踏まえて十分な検討を行い、必要に応じて設定・改定を行うこと。

また、関係団体等に貸付等を行っている財産の貸付料等の減免については、その必要性を再精査し、必要な見直しを行うこと。

(4) 団体や府民等に対する貸付金等の債権については、「債権管理適正化指針」に基づき、一層の適正化を図る観点から、貸付所要額の精査、滞納債権の回収の取組強化のほか、新規貸付については、施策目的も踏まえつつ、債権保全のために必要な取組みをすすめること。

### 歳出に関する事項

歳出については、経費区分について、従来の部局裁量経費を廃止し、義務的経費、経常的経費及び政策的経費に再編し、それぞれの区分において定める方針により要求すること。

## 1 義務的経費

義務的経費については、関連する制度の改正等に十分注意するとともに、平成21年度に真に必要な額を精査し、要求にあたっては特に以下に留意すること。

- (1) 人件費については、プログラム案における取組みを踏まえるとともに、より一層適切な定数管理の推進や給与の適正化などに努め、その抑制を図ること。
- (2) 扶助費及び国制度に基づく経費で扶助費に準ずる性質を有するものについては、直近の動向を踏まえ、対象者数等のより正確な把握に努め、所要額を十分精査すること。

## 2 経常的経費及び政策的経費

経常的経費及び政策的経費については、プログラム案に掲げた改革を確実に実現していくとともに、プログラム案策定以降の本府財政を取り巻く環境の悪化にも適切に対応していく必要があることに鑑み、要求は原則、プログラム案及び粗い試算で見込んだ一般財源の範囲内とし、以下により要求すること。

- (1) プログラム案に掲げた取組みを着実にすすめるとともに、継続して検討することとしている事業についても、確実に具体化を図ること。
- (2) 新規事業の実施や既存事業の拡充については、以下の場合を除き、既存事業の歳出見直しの範囲内で要求すること。
  - ・「大阪維新」プログラム(案)の「重点政策(案)」に掲げた事業及びプログラム案において再構築を行うこととした事業については、必要性や事業効果を十分精査のうえ、所要額の要求を認める。
  - ・現在策定中の「将来ビジョン・大阪」の具体化事業については、プログラム案を上回る歳出見直し額の2倍の範囲内での要求を認める。ただし、知事が特に指示した事業については、この限りではない。
- (3) 要求にあたっては、後年度の財政負担にも十分留意し、原則として事業期限を設定すること。
- (4) 国庫補助事業についても、国の制度改正や予算編成の動向等を的確に把握するとともに、本府としての事業実施の必要性や緊急性、事業効果等について十分に検討を加え、主体性を持って厳しく施策の選択を行うこと。
- (5) 国が所管する法人への分担金等、国から要請されている経費負担であっても、負担の根拠や合理性などの観点から精査すること。

- (6) 市町村への補助金については、住民に最も身近な基礎自治体である市町村がその力量を発揮できるよう、補助金の交付金化を積極的にすすめること。
- (7) 団体への補助金については、原則、事業費に対する補助に限ることとし、その場合にも、補助の必要性や事業効果等を十分に精査すること。
- (8) 協議会への負担金等については、当該団体の活動状況を十分に踏まえ、金額を精査すること。
- (9) 委託料については、委託先における経費の執行状況の把握に努めることにより、引き続き必要性の精査を徹底すること。
- (10) イベント関係、広報・普及啓発の経費については、特に費用対効果に留意すること。  
事業周知については、マスメディアやホームページによる広報に努めることとし、チラシ・パンフレット類やこれに類する印刷物の作成は基本的に行わないこと。作成する場合は配布実績、残数、効果の把握に努めること。
- (11) 光熱水費の節減、定期刊行物購入のさらなる精査など、小さな無駄も見逃さず、あらゆる経費について必要性を精査し、より効率的な行財政運営の確保に努めること。

### 3 その他留意すべき事項

- (1) 年末に判明する税制改正や地方財政対策の内容、税収状況などを踏まえ、必要により、機敏な対応を図ることとする。
- (2) 債務負担行為については、後年度の財政運営に支障を来たすことのないよう、必要最小限度にとどめること。  
特に、法人に対する債務保証及び損失補償については、後年度の多額の財政負担を生じさせる潜在的な要因となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定める指標を悪化させることも踏まえ、その必要性、相当性や設定内容が適切かどうかなどを十分に精査すること。また、当該法人の経営状況を適切に把握し、財政負担の発生防止に必要な措置を講ずること。
- (3) 市町村に関連する事業の創設や見直しにあたっては、市町村の行財政運営に配慮し、必要な調整に努めること。
- (4) 出納整理期間に一時借入れを行っている資金収支の状況を踏まえ、事務事業の企画・立案に当たっても、収入及び支出の予定時期及び金額について、点検・精査し、可能な限り工夫を行うこと。

## 特別会計及び企業会計

設置の趣旨を十分に踏まえつつ、一般会計に準じ、事業の必要性、緊急性及び効率性等を十分に踏まえた上で、プログラム案に沿って、平成21年度に真に必要な額を要求すること。

特に企業会計については、経済性の発揮を基本に、経営状況や今後の事業見通し等について十分検討を加え、経営改善に向け、まず徹底した内部努力を行うこと。

また、一般会計との間の経費の負担区分に従い、安易な一般会計からの繰出し等を行わないこと。

さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、全会計を対象として算定する連結実質赤字比率や、公営企業会計ごとに算定する資金不足比率が導入されたことも踏まえ、経営の改善に計画的に取り組むこと。